

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【332】
2. 日時：令和4年12月8日 13時30分～15時50分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐、岩崎安全審査官、伊藤原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 部長（原子力品質保証） 他9名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力安全・品質保証グループ 他1名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 品質保証室 上席課長※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力安全設計チーム 副課長 他1名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	原子力規制庁の岩崎です。それはですね本日は、うん。
0:00:09	島根 2 号機の設工認に関するヒアリングを開始したいと思います。早速ですけれども中国電力の方から説明の方よろしくお願いします。
0:00:21	中国電力の豊嶋です。
0:00:23	初めに本日のヒアリングの資料を、を説明します。資料は全部で 7 校ございます。
0:00:31	提出日は 6 月 24 日提出済みのものになります。
0:00:36	資料ナンバー 1 として、N-S2 オカ 151、
0:00:42	資料 2。
0:00:43	N-S に、
0:00:45	本-017、
0:00:48	資料 3。
0:00:50	N-S 日本
0:00:52	017、カッコ日
0:00:56	資料 4。
0:00:57	N-S に、
0:00:59	添 1、
0:01:00	001-02。
0:01:03	資料 5。
0:01:05	NS2.1。
0:01:08	79
0:01:11	資料 6。
0:01:12	N-S2.1。
0:01:15	079 括弧日、
0:01:18	最後に、資料 7、
0:01:21	N-S に、
0:01:22	003、
0:01:25	以上、資料 7 点になります。
0:01:28	資料はおそろいでしょうか。
0:01:30	はい。きちっとイワサキでそろっております。
0:01:33	はい。中国電力の豊嶋です。ありがとうございます。
0:01:37	はじめに本日の進め方について確認させていただきたいと思います。
0:01:43	先ほど資料 1 につきましては、変更箇所をお示しておりますけれども、
0:01:49	資料、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:51	2、
0:01:52	2 から以降の説明の中で説明しますので、資料 1 については特段、
0:01:58	説明は割愛させていただきます。
0:02:01	それから、説明は、資料 2、三、四を元にやりまして、
0:02:07	一旦そこで切らしていただいて、
0:02:10	この後、資料 5、六、七というふうに分けて、大きく二つに分けて説明いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
0:02:20	はい。それで、規制庁矢崎です。それでお願いします。
0:02:25	中国電力の豊島です。ありがとうございます。
0:02:28	それでは資料を 2 を使い 2 から説明いたしたいと思います。
0:02:34	なおですね資料 2 と 3 につきましては、3 の方が比較表になっており、資料 2 の内容を含んでおりますので、説明は資料 3 を使って説明いたします。
0:02:51	中国電力の豊島です。資料 3 をお手元にご用意願います。
0:02:59	表紙、先行審査プラントの記載との比較表を、設計及び工事に関わる品質マネジメントシステム、
0:03:07	になっております。
0:03:09	ページめくっていただきまして、1 ページ目からが比較表になっております。
0:03:15	先行審査プラントと、
0:03:18	弊社の島根 2 号機の記載の比較表になっております。
0:03:24	まず 1 ページ目ですけれども、備考欄に
0:03:28	先行プラントとの違い等を記載しております。
0:03:33	1 ページ目につきましては章番号を、
0:03:39	構成の相違による番号の違いです。なお以下、章番号や図表番号等の相違については、タイの敵対を省略させていただきたいと思います。
0:03:50	2 ページをお願いします。
0:03:55	2 ページからが具体的な記載の内容になります。
0:03:59	記載表現の相違、というのはとあと、記載の相違というのが二つタイプありますけれども記載表現の相違というのは、
0:04:08	内容的には、
0:04:11	違いというのは、
0:04:12	特にないんですけども、表現が違っているというものになります。
0:04:18	あとプラント名称の相違っていうのも今後は差異の理由の記載を省略させていただきたいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:26	ご覧のように、構成は先行審査プラントと同様な構成で、初めから最後まで章立てが組まれております。
0:04:37	続きまして 3 ページをお願いします。
0:04:41	3 ページ、下の方ですけれども、
0:04:45	グレード分けの記載のところ
0:04:49	これは各社のQMSに基づくグレード分けに関する
0:04:53	記載のそれから先行審査プラントと当社の記載が異なっていると。
0:05:00	いうものです。
0:05:04	記載島根に大きな記載はグレード分けをするということを記載。
0:05:09	したものを、になっております。
0:05:12	詳しいこのグレード分けの部分につきましては後程、
0:05:16	説明書の方です。ねまた出て参りますので、
0:05:20	そちらの方でも説明いたしたいと思っております。
0:05:25	続きまして資料 5 ページをご覧ください。
0:05:32	資料 5 ページにつきましては、
0:05:36	設工認における設計、工事及び検査の各段階を各々示しております。
0:05:43	で、
0:05:46	元島根の現行の保安規定の項目に合わせているもの等がございますけれども、記載の相違として下の方です。
0:05:55	設計開発の妥当性確認という項目については、
0:05:59	使用前事業者検査実施の段階というところに位置付けて記載するという事で、
0:06:06	左側から工事及び検査というところの 3 ポツ 5 ポツ、後大野。
0:06:12	その横にですね使用前事業者検査の実施という項目がありまして、
0:06:18	そこと品質マネジメントシステム計画の対応項目というところで、
0:06:24	こちらのところに 7 ポツ 3 ポツ 6 というので、
0:06:28	設計開発の妥当性確認という記載をここにしております。
0:06:33	これが、
0:06:35	一部の先行審査プラントと記載が異なるところでございます。
0:06:43	続きまして、
0:06:49	うん。
0:06:52	あとはですね記載表現の相違というものを、がお見えになっておりまして、
0:06:58	内容そのものの違いというのは、
0:07:01	特にございません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:06	今回訂正させていただいたところは
0:07:10	資料 2 もそうですけども資料 3、においても黄色ハッチングをさせていただいております。
0:07:17	この黄色ハッチングの部分が先ほどの資料 1 の、
0:07:22	適正化課長一覧表と対応しているものになります。
0:07:28	以上が、資料簡単ですけれども資料 23 のご説明になります。
0:07:36	続きまして資料 4 をご覧ください。
0:07:41	資料 4 は、
0:07:44	H 一許可本文 11 号との整合性に関する説明書になります。
0:07:54	で、ページをめくっていただきまして、
0:08:00	4 ページですけれども、
0:08:06	この資料の構成といたしましては一番左側に本文 11 号を設置変更許可申請書の本文 11 号を持って参ります。
0:08:15	その隣に、先ほど説明した、
0:08:19	設計及び工事の計画の部分を、
0:08:22	どこが該当するのかっていうのを書いているもので、
0:08:27	また一番右側には整合性の説明をするというもので、
0:08:32	基本的には先行審査プラントと同様な資料になっております。資料 4 ページにありますように、
0:08:43	はい。訂正。
0:08:45	さしていただいた箇所につきましては
0:08:48	黄色ハッチング、また整合性欄も、
0:08:53	追記したようなところはですね、黄色のハッチングを施して、
0:08:57	おります。
0:09:07	そうですね。
0:09:08	資料 16 ページをご覧ください。
0:09:16	この、
0:09:18	書き方の説明になるんですけれども、
0:09:24	この左側に本文 11 号を置きましてその隣に、
0:09:28	今回の設計及び工事の計画というのを記載し、
0:09:31	しておりますので、
0:09:33	本文 11 号は初めから最後まで順番に書いてるんですけれども、
0:09:37	設計及び工事の計画っていうのは、同じショウガン、何度も引用されて登場するところがありますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:45	そこにつきましては、黄色ハッチングで再掲しているところですね、漏れてたところは、今回訂正して、再掲という文字を、
0:09:55	入れております。
0:10:00	で、次 17 ページをご覧ください。
0:10:05	先ほど資料 3 での説明で先行審査プラントの違いというところで、
0:10:12	設計開発の妥当性確認のところを、の、
0:10:17	位置付けを使用前事業者検査の実施としたという、
0:10:22	説明をさせていただきましたが、
0:10:25	それに対応してですね、
0:10:27	ここのを、
0:10:29	17 ページの
0:10:31	7 ポツ 3 ポツ 6 セイキ感染妥当性確認に対応する。
0:10:35	設計及び工事の計画というのも、
0:10:38	3 ポツ 5 ポツ後、使用前事業者検査の実施という、
0:10:43	ふうに
0:10:45	ほぼ計画じゃなくてですね、実施使用前事業者検査の計画じゃなくて実施という項目をここに引用させていただいているというのが、
0:10:55	一番、
0:10:56	大きな
0:10:58	違いになります。
0:11:02	その他は、
0:11:05	先行プラント柏崎さんですけども、から
0:11:11	特に記載の変更というのはございません。
0:11:19	説明は、簡単ですが説明は以上になります。
0:11:23	それではここまでで一旦、
0:11:25	切らせて、
0:11:27	いただきたいと思います。
0:11:32	規制庁岩崎です。はい、ありがとうございました。
0:11:35	じゃあ、まず資料 2 棟 3 から、
0:11:43	こちらの資料 2 の、
0:11:46	9 ページのところ、
0:11:51	ちょっと教えて欲しいの。
0:11:55	3 ポツ 6 ポツ 3 の、
0:12:00	調達管理の(1)。
0:12:05	2 パラ目なんですけどすみませんちょっと僕、あんまりちょっとこれ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:12	ちょっと何ていうか、書いてることがよくわかってなくて
0:12:16	組織は、一般産業用工業品を原子炉施設や使用するにあたって、
0:12:22	コガ 1 杯 1 産業。
0:12:25	用工業品に係る情報の入手に関する事項及び、
0:12:30	組織が供給先仕様外事業者検査等及び、
0:12:35	自主検査等を行う際に、
0:12:38	原子力規制委員会職員が同行して、工場の施設に立ち入る場合があること。
0:12:44	供給者へ要求する。
0:12:47	ていうのは、
0:12:49	これは、
0:12:51	何を、
0:12:53	その一般の工業の、
0:12:56	土地減り検査も、
0:12:59	ありますよ。
0:13:01	ていうことを、
0:13:03	供給元の業者さんかなんかに要求するってということですかね。ここで言ってるの。
0:13:11	はい。中国電力の豊嶋です。
0:13:14	これ、おっしゃられるようにですね、発注する際に、北井のような、
0:13:21	立ち入りの
0:13:23	下、
0:13:24	ある場合がありますよっていうことをですねあらかじめ
0:13:28	仕様書の中にですね、記載して、先方にお伝えしておくというような行動を示しております。
0:13:36	はい。以上です。
0:13:44	ここでは
0:13:48	調達品自体の、
0:13:52	管理課長。
0:13:55	調達品自体の金(二)でもいいんじゃないですかね。
0:14:04	中国電力の豊嶋です。(1)仕様書の作成というところ仕様書にどういったことをうたって、発注をするのかっていう際に、
0:14:13	いえ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:14	先方に対して、立入検査があるかもしれませんよということをあらかじめ仕様書に書いているというのが(1)、になります。なのであくまで1というのは、仕様書に何を、
0:14:26	書くのかということを説明しているというところになります。
0:14:48	きちっと安木です。
0:14:53	これがすべてではないかもしれないですけど、仕様書には
0:14:58	あくまでその供給元に、
0:15:02	その供給先の今日工場に立入検査がある、ありますよって要求。
0:15:09	しか書かれないんですかそれとも供給品。
0:15:13	供給された品物自体のチェックとかっていうのは、何か別のところでやるんですけどすいませんちょっとあんまりよくわかった。
0:15:26	衛藤。中国電力の豊島です。おっしゃられるように当然立入検査だけで製品の何かを担保しようというわけじゃなくて、
0:15:36	船員に対する要求事項というのは、当然仕様書の中で明確に、
0:15:42	して、納入された際には、検査、
0:15:46	そしてちゃんと
0:15:49	仕様書の通り、でき上がってることは当然確認しますんで、ただ、
0:15:56	それは発注者としての電力会社として当然やる行動なんですけれども、
0:16:04	この特記事項といいますかそれとは別に特記的に、立入検査
0:16:11	がある場合がありますっていうのを、ここでは表現してるというような、
0:16:15	内容になっております。
0:16:17	以上です。
0:16:19	規制庁や杉沢越田の一般的な仕様書に加えて、
0:16:25	その特記事項、
0:16:27	ここで明記してるってことですかね。
0:16:35	はい。中国電力の豊島です。
0:16:38	ご理解の通りだと思います。はい。
0:16:41	宮崎さん、わかりました等、ごめんなさいちょっと戻ってしまってるんですけど。
0:16:46	供給者の選定のところって、これは何か。
0:16:51	何か別に、
0:16:53	安里丹、例えばその供給者、
0:16:57	カガワで、何か不正なり、不手際なりがあった場合って、
0:17:02	電力会社としては何か何か対策みたいな講じられるんですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:13	中国電力の豊島です。一般的に供給者側に何か問題があった時はですね一定期間発注を停止する措置っていうのがですね、
0:17:23	社内の中で、共通的に取られたりということがございます。
0:17:32	以上です。
0:17:49	きちっとイワサキさん、じゃああれですかなんか選定の時点で、相手方の何ていうか
0:17:56	品証のチェックみたいなのはやられ、
0:17:59	んですかね、前、中国電力の方で、
0:18:07	中国電力の取締役、発注するためにですね品質保証の計画というのを、先方には出していただいて、それで
0:18:16	こちら側で確認して、
0:18:19	発注をしております。以上です。
0:18:38	はい、わかりました規制庁よろしいですかはいありがとうございました。日塔さんで何かあります。
0:19:05	規制庁イワサキすみませんチリンググレード検討って、後半上側の説明書で出てくるっていう認識でいいですよ。
0:19:16	中国電力の鳥山です。説明書の添付2という形でグレード分けの説明が出て参ります。
0:19:33	規制庁の吉崎です。先ほどの説明で、丸。
0:19:39	丸さんか。
0:19:40	比較表の5ページのところ、
0:19:44	の説明で、週前。
0:19:48	検査の時に何だ、設計開発の妥当性確認やるって言ってたんですけど、これは
0:19:55	もともと最初からそういう、
0:19:58	何ですか。
0:19:59	せ、いやあ、主なんだ、設計開発の
0:20:05	何か妥当性確認ってのは、一番最後にやるから、使用前検査と同タイミングでやるってそういうことなんですけど柏崎とかを見ると、
0:20:12	違うところでやってるんですけども、ちょっともう少し、
0:20:17	中身というか、
0:20:20	具体的に、
0:20:21	説明して欲しいんですけども。
0:20:23	よろしいでしょうか。
0:20:27	はい。中国電力の豊島です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:31	設計開発の妥当性確認というところはですね
0:20:36	赤津矢崎さんはですね使用前事業者検査の計画、
0:20:41	という地点 3 ポツ 5 ポツに、
0:20:44	のところに、
0:20:46	そうですね。
0:20:47	当社で言う 3 ポツ 5 ポツ 2 に相当するところに、
0:20:51	ということ。
0:20:53	ともを考えたんですけども、
0:20:57	実際に、
0:20:59	妥当性を確認できるようなシモ事業者検査を計画する段階ではなく、実施、
0:21:06	する段階で確認できるのではないかというふうに考えまして、使用前事業者検査の実施という項目の方へ、
0:21:15	入れております。
0:21:17	なお
0:21:19	女川 2 号機さんは、
0:21:21	同様に、Jイシイの方に入れられている。
0:21:25	うん。
0:21:26	のを見て、
0:21:29	そうしたということもございます。
0:21:31	以上です。
0:21:36	規制庁施設ちょっと実態はしなかったんですけどらがワーの方に合わせたっていうふうなことですけど
0:21:48	実態はどちらかという何だ使用前検査の時に、設計開発の妥当性確認を、いや、
0:21:56	やっているから、そっちの方にしたってそういうことですかね。ちょっと。
0:22:03	中国電力だけヨシムラです。
0:22:07	おっしゃる通り、伊井でございます。以上です。
0:22:12	はい規制庁伊勢ですわかりました。そうだなと思ってるんですけど
0:22:18	少し何か、
0:22:21	マリー
0:22:23	の選考に引っ張られるってのも、
0:22:25	今まで島根でやってるものが、それでもう根づいてるんだったらそちらの方で、
0:22:33	もよかったのかなと思ってまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:36	実際にその運用額の使用前検査の段階で、やってるっていうんだったらこれでいいのかなと思いました。
0:22:44	証書がいい。
0:23:05	規制庁岩崎です。それじゃ水戸さんの指摘は以上と4、4の指摘。
0:23:13	聞きたいんですけど。
0:23:16	ちょっと私、CCあんまりわかってなくて恐縮なんですけど、
0:23:24	例えば、
0:23:27	セイノーの
0:23:29	ところでちょっと待ってください。25ページの、
0:23:36	この8ポツの評価と改善とか、
0:23:41	内部監査とかそのプロセス監視測定みたいなもの
0:23:47	を横っ側というか、今回の工認のガイド事項は空っぽなんですけどこれは、
0:23:56	からでいいんですかって聞き方でいいのか、あれなんですけども、
0:23:59	どっちかっていうと何か許可、
0:24:03	があってもっと細かいことが工認で書かれるっていう、何かバグったイメージでしたので、
0:24:10	何かこう横に、あと7ページの経営者の責任とかもそうなんですけど
0:24:17	こういう
0:24:19	ここに該当するのは、通りになるんですかね。
0:24:32	中国電力の大鳥嶋です。
0:24:36	今ご指摘の
0:24:38	ところは、
0:24:40	そうですね、具体的には同じような項目が、
0:24:45	設計及び工事の形架空。
0:24:48	の中で出てこないものに関しては、
0:24:52	プランになってるという、
0:24:56	作りになっておりますので、
0:24:58	具体的にどこに当たるのかというと該当するものが、
0:25:04	ないので空欄になっているというご説明になります。
0:25:09	以上です。
0:25:24	規制庁岩崎です。それは多分あれなんですかね、センコーからも。
0:25:30	一応先行を確認して、先行プラントでも書かれていないっていうのは確認されているということでよろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:40	中国電力の豊嶋です。先行機の記載も確認した上で空欄にさせていただいております。以上です。
0:25:50	岩崎です。ちなみにこの、これはだから、5人では、
0:25:58	該当するものがない。
0:26:04	放任でワダから見る。
0:26:07	見るものを見るものじゃないっていうのもあるんですけど。
0:26:12	保安規定能登細かく定めていくものであって、
0:26:19	ということですかね。ここにで見るものではないっていう、そういうことですか。
0:26:26	中国電力の豊嶋です。設工認段階においては設計と、
0:26:32	工事及び検査と調達という、
0:26:36	分かれてまして、
0:26:39	評価改善とかっていうのは、ちょっと入ってないと。
0:26:43	いう。
0:26:45	の出ます。
0:26:46	そうですねこの設工認の図書の中、
0:26:49	対応はしていないということになるかと思います。以上です。
0:27:47	規制庁イワサキ際わかりました。ちなみにセンコーは、KKと女川を確認されたんですかね。
0:27:56	中国電力の豊嶋です。
0:27:59	ご指摘の通り、女川と、柏崎を確認して記載しております。
0:28:05	以上です。
0:28:29	規制庁吉崎です
0:28:32	提示とんでですね比較不じゃないか、前
0:28:36	13ページですかね黄色ハッチングのところで、
0:28:42	設計レビューのところ専門家を含めて、
0:28:48	レビューするところ書いてあんですけどこれは
0:28:52	なんすかね。どう、どんな工事でも、専門家を呼んでレビューする。
0:28:59	そういうことですかね。
0:29:11	中国電力の豊嶋です。この専門家っていうのは弊社の社内の、それを専門とする人という意味合いでございます。
0:29:21	なので社内の
0:29:23	その内容がわかる人間が、
0:29:26	何て言うか専門、
0:29:29	的なその知識でもってレビューをしていると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:33	そういう内容になります。
0:29:36	以上です。
0:29:51	規制庁施設どんな工事でも呼ぶんですかっていうふうな確認だったんですけども、それは、
0:30:00	特殊な工事の場合に呼ぶわけではなくて、
0:30:05	何だ、
0:30:08	まわりしたいというか、普通の
0:30:11	配管工事だとか、
0:30:13	電気設備の工事、いろいろありますけど、
0:30:17	そういうところでも一応何だ、建屋とか土木とかいう時あるんですけども、
0:30:23	それによって、その専門家を都度都度というか、
0:30:28	メンバーを選定してレビュー。
0:30:33	をしてもらうと。
0:30:36	そういうふうに想定してるんですけども。
0:30:39	そういう理解でよかったですかね。
0:30:42	中国電力の豊嶋です。このレビューというのは設計、設計が必要なものについて実施しております例えば部品を交換するだけですか、
0:30:55	ああいったような、
0:30:57	設計行為を、を伴わないようなものについてまでは、
0:31:02	このレビューの対象とはしてございません。
0:31:06	ようです。
0:31:09	寄生虫せてわかってましてその設計ってのは何か改造とか、設置工事、新設だとか増設とかそういったところなんだと思うんですけど
0:31:19	そういう時にも、いろいろな専門、
0:31:24	の人を、
0:31:26	呼んで、
0:31:29	集めてやるってそういういことでよかったですかね。
0:31:34	当然なんか毎回やってる工事ってのは
0:31:38	わかってるんでそれは 1000、設計レビューの対象にはならないってのはわかってるんですけども、
0:31:44	その都度、その工事の
0:31:47	内容に、
0:31:50	よって、その専門家の人を、
0:31:54	選定してやると、そういうことですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:00	中国電力の豊嶋です。
0:32:03	お話の通り、その通りの理解ででございます。はい。その通りでございます。
0:32:12	規制庁井関先ほど専門家というのは社内の一つ聞いたんですけども、
0:32:17	そのシャーないいよりも、
0:32:20	何か難しいというか、
0:32:23	ものすごく専門性が高いものを、
0:32:25	については、
0:32:27	それはどうされるんですか。
0:32:35	中国電力の豊嶋です。
0:32:38	基本的に社内、社内でレビューを行うということで、レビューのためだけに、
0:32:45	社外の専門家というような、
0:32:47	起ころうまではやっていない、いいです。
0:32:52	はい。それは調達の中でですね、
0:32:56	しかるべきですねその調達先、
0:33:00	等でですね設計を検討するっていうのもあるでしょうけども当社としてこのレビューというのは、自社の人間による
0:33:09	うん。
0:33:10	レビューというのを指しております。
0:33:13	以上です。
0:33:16	規制庁伊勢の調達先で、調達要求の中で、そういう、向こう側に専門の人、専門、専門家に発注するのか。
0:33:26	メーカーから専門家呼んでやるのかわかんないですけどそういったところで調達要求の中でやらせてそれをもう一度検証というか、レビュー数、事業者の専門家でレビューするというので、
0:33:37	そうなんですわかりました。
0:33:41	はい。私は以上です。
0:33:46	規制庁イワサブザーすいません今のところなんですけど、ここの社内レビューに関するレビューする人っていうのはその、
0:33:55	例えばそのあるものその設計に関わってない。
0:33:59	人で別の人、要するにその何ていうか
0:34:05	ふうん。
0:34:06	専門家なんで、
0:34:08	ある程度その

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:10	関わってるかもしれないですけどそのやりとりの中で、
0:34:14	その相手方と、例えば中国電力の
0:34:18	やりとりがあってその、そのやりとりとかしてない、別の専門家がレビューするってことで、それとも、
0:34:26	もともとその
0:34:27	供給先とやりとりしてた人が専門家であるパターンもあるんですか。
0:34:39	中国電力吉羽です。
0:34:41	専門家につきましては、弊社の場合は、
0:34:46	サイトの工事主管課で設計をしていますので、
0:34:50	例えばキカイスイ
0:34:55	あ、すみません中国電力吉浦です。
0:34:58	専門家につきましては、
0:35:02	当社サイトの方ですね、実際に工事を行う主管課が、
0:35:06	行っております。例えば機械の設備を設置するときに、
0:35:12	計測の設備の設計が必要ということがあれば、
0:35:16	その機械の設備の担当者に加えて、
0:35:20	計測側の担当者も専門家として、4 テレビをすると。
0:35:24	いうことを意図しております。
0:35:26	ですので例えば機械設計だけでおさまるといときには、
0:35:31	当該設備の主管課である機械の中で専門家を設定して、
0:35:36	定義をすることもあり得ると考えております。説明は以上です。
0:35:49	規制庁岩崎です
0:35:52	だから、ちょっと私のちょっと聞き方が、あれだったかもしれないですけど、何か第三者的なレビューがあると例えば、供給先の下の人と、
0:36:06	相川とその中国電力さんの、
0:36:10	そのビーカの人たちでこれやりとりしてて、レビューする人はその
0:36:14	中部電力の中でそのビーカに属さない人みたいな、そういう位置付けでやってたりするのかそれとも、
0:36:22	もちろん専門家だから非ビーカに属していて、
0:36:26	その下に属してる専門家の人がやるのか。
0:36:30	ていう、意味合いでちょっと聞きたかったんですけどそういうあんまり、
0:36:34	なんていうか、必ずしも別の課のひところから専門家を引っ張ってくるみたいそそういうレビューの時は引っ張ってくるんでそういうあれはないってことですかね。
0:36:45	中国電力吉村です。ご理解の通りでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:48	あと専門家につきましては、独立性を持たせておりませんので、
0:36:53	当該課でのレビューもやって行っております。説明は以上です。
0:37:13	規制庁岩崎です。
0:37:16	わかりました。ありがとうございます。
0:37:20	それでは、後半の説明に、
0:37:25	少々お待ちください。
0:37:57	聞いたやさきさ、ごめんなさいちょっと聞き漏らしてしまったんですけども、
0:38:02	ここの整合の中でセンコーとの一番差異ある場所ってすいません、どこでしたっけ何か口頭で先をおっしゃられたと思うんですけどすみませんちょっと聞き漏らしてしまって、
0:38:15	はい。中国電力の取締役。
0:38:18	ページ数でいうと17ページ。
0:38:22	になります。
0:38:25	17ページのこの7ポツ3ポツ6、設計価格の妥当性確認っていうものに対応するのが、
0:38:33	この主要米事業設計検査の実施に、
0:38:38	弊社ではしてますけれども、先行プラントでは先ほどの少し議論があったように、ここ、
0:38:45	使用前事業者検査の計画としてる。
0:38:50	社さんもいらっしやると。
0:38:52	いうところで
0:38:56	これ
0:38:57	資料3のところ、
0:39:00	ここは
0:39:02	設計開発の妥当性確認は、実施の段階と位置付けたということに伴って、こちらの方も計画のところを対応じゃなくて実施。
0:39:12	のところを対応にしたっていうのが、このP17ページが、
0:39:16	一番、全国と柏崎と異なるところになります。
0:39:23	以上です。
0:39:34	あ、規制庁イワサキさんわかりました位置付けがちょっと変わってると、そういうことですね。ありがとうございます。
0:39:50	規制庁ヨシツグ先ほど説明いただいた資料3のところの説明のやつ、変更があるのが、今言ったところ、
0:40:01	同じこと言ってることですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:04	中国電力の豊嶋です。おっしゃる通りでございます。
0:40:10	規制庁吉崎です。了解しました。はい。以上です。
0:40:19	あ、きちっとイワサキです。それでは、
0:40:24	次の、
0:40:25	後半の説明をお願いします。
0:40:29	はい。中国電力の志水です。資料の 6、No.6、資料番号で、
0:40:37	言いますと、N-Sに、
0:40:40	. 1079 の比を用いてご説明いたします。ご準備よろしいでしょうか。
0:40:49	松木 40 先ですはい。大丈夫です。
0:40:54	はい。それですね
0:40:57	この資料は先行電力との相違のあるところに太いアンダーバーがありまして、そこをメインにご説明させていただきます。
0:41:09	まずですね、この資料ナンバー6 の 10 ページをお開きください。
0:41:18	10 ページの
0:41:22	3、
0:41:23	3 ポツ、設計及び工事の計画における設計、
0:41:28	というところにですね、
0:41:31	弊社のところ 2、約 20 行ぐらいアンダーバー引いております。
0:41:38	また、特定重大
0:41:40	事故等対処施設に関わる秘匿性というところから、(1)品秘密情報の管理、(2)。
0:41:51	セキュリティの観点から非公開とすべき情報の管理。
0:41:55	ちょっとすべて音読するのは省略させしようと思うんですけども、ここはですね弊社の場合は、新規制基準適合の、
0:42:08	設工認出す際にすでに特重施設の設置許可を出しておりましたので、この約 20 行にわたるところを
0:42:19	先行電力くうのに追加する形とっております。
0:42:24	その中でですね、(1)、
0:42:29	秘密情報の管理の
0:42:31	中の最後のセンテンスですね。
0:42:34	読み上げますと、また秘密情報を含んだ電子データは、取扱者以外のもののアクセスを遮断するため、
0:42:43	アクセス権限の設定等を実施する。
0:42:46	こちらがですね先行電力と差異がございまして、弊社の場合は、社内イントラネットへのアクセス権限設定による、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:56	管理をしておりますので、
0:42:59	情報交換の中でもここが
0:43:04	先行と債務あるところでございます。
0:43:08	続きまして、11 ページでございます。
0:43:14	11 ページのですね 3.1. 1 設計に係る組織で、
0:43:20	ページのちょうど真ん中のところにですね、
0:43:23	太いアンダーバー引いてまして、
0:43:26	電源事業本部部長括弧原子力艦の責任のもとにとございます。
0:43:32	こういったですね役職名が各社で異なるところもう
0:43:39	この資料におきましては、バーを引いておりますが、ちょっとこういったところが多数出てきますので、今回、本日の説明では、こういったところはちょっと省かせていただきます。
0:43:51	で、そのすぐ下にですね、
0:43:54	備考欄に体制の相違と、
0:43:56	ありますがこういったところもこういった理由も多数出てきますので、
0:44:01	この、この後は、説明はいたしません。
0:44:07	続きまして、
0:44:10	比較表の 16 ページですね。
0:44:19	16 ページの
0:44:22	ここは 3.2. 2、
0:44:26	レビューのところに該当しますが、
0:44:29	アンダーバーで鍵括弧文書記録管理基本要領に基づき、記録を管理するとあります。ここもですね
0:44:39	各社の社内における文書の名称の相違ですので、
0:44:45	こういったところも多数出てきます。本日は、ここの説明は割愛いたします。
0:44:53	続きまして、その次の 17 ページです。
0:44:57	長さんに、
0:44:59	設工認における設計、
0:45:02	工事及び検査の各段階、
0:45:04	これがですね前半の本文部分と、
0:45:08	同じ表を再掲しております。先ほど、
0:45:12	ご説明、
0:45:14	トヨシマの方からいたしました、7 と 3 ポツ 6 の位置付け、これを先行電力と異なっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:23	では詳しい章説明は省略いたします。
0:45:29	次に少し飛びまして、
0:45:32	資料の 23 ページをご覧ください。
0:45:40	ここは
0:45:42	担保 3 ポツ 3。
0:45:44	設計のアウトプットに対する検証の項なんですけれども、
0:45:50	23 ページの両括弧Cのところに、
0:45:54	弊社のところにアンダーバー引いてもおります。様式 5。
0:45:59	鍵括弧、設工認、添付書類を 1 人表括弧 0、かぎ括弧以下様式 5 とい う、
0:46:07	ところに
0:46:09	アンダーバーしてまして、これはですね。
0:46:12	同じ資料で、66 ページ 67 ページを、
0:46:18	ご覧になっていただきたく思います。
0:46:27	この資料の 66 ページと 67 ページですね。
0:46:34	弊社の方は、
0:46:35	空白空白と出ておりますが、
0:46:39	これ先行電力で使っている。
0:46:42	様式が弊社の場合は、
0:46:45	様式 5 として 67 ページの
0:46:48	様式 5 の方に統合しておりますので、
0:46:51	こういった違いがございますので、
0:46:54	すみません 23 ページに戻っていただいて、
0:47:01	弊社の方来、この様式 5 が出てくるところ。
0:47:05	このリストの資料では御Lava引いておりますが、これも多数でできます のでこの後はご説明を省略いたします。
0:47:17	次はですね 3、資料 31 ページ、ご覧ください。
0:47:28	31 ページですね、
0:47:33	これ調達による解析のところなんですけれども、
0:47:37	両括弧の、イロハニのいいですね。
0:47:41	そこに 5 行ほど、
0:47:43	というアンダーバーが引いておりまして、
0:47:46	ここ、なお解析業務の計画書には以下に示す事項の計画を明確にす る。
0:47:53	ポツが四つありまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:56	解析業務の作業手順、
0:47:58	解析結果の検証。
0:48:01	業務報告書の確認、解析業務の変更管理。
0:48:05	これはですね
0:48:07	各社の社内文書で、
0:48:12	定めた表現を使っております。
0:48:15	本質的な差はないものと考えております。
0:48:21	次にですね
0:48:24	36 ページをご覧ください。
0:48:34	36 ページの、
0:48:38	下の方ですね。
0:48:42	図がありましてその下に、
0:48:45	(5)設工認申請書の承認。
0:48:49	ここにアンダーバーを引いております。
0:48:52	3.3. 3 の(3)及び 3.3. 3、(4)の意義を実施した設工認申請書案について、
0:49:02	設工認申請書の取りまとめを主管する箇所の長は、
0:49:07	設計を主管する箇所の長が作成した資料を取りまとめというところがございませぬ。
0:49:13	これ、こちらはそれぞれの、
0:49:16	失礼。
0:49:17	事業者におきまして、社内の承認手続きの相違が、
0:49:22	伴う記載が相違でございます。本質的な差はないかと考えております。
0:49:32	続きましてこの資料の 40 ページをご覧ください。
0:49:41	使用前事業者検査もですね、
0:49:45	方法という方でございます。
0:49:49	それで 3.5 の一番上のところの三行ですね。
0:49:54	検査総括責任者括弧品質保証部長は、工事を主管する箇所から組織的に独立した箇所のを、
0:50:03	検査実施責任者として指名する。
0:50:07	こちらはですね弊社の場合、検査総括責任者は品質保証部長が務めます。
0:50:15	でもそういった各社の検査も、
0:50:19	財政プロセスの相違、
0:50:21	アンダーバーを引いております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:26	こういったところがですね
0:50:28	ちょっと多数出て参りますこの後、
0:50:32	これに関連しまして 4、次は 45 ページをご覧ください。
0:50:47	44 ページの一番下に、発電所長。
0:50:51	45 ページに移りまして、B検査総括責任者。
0:50:56	その後も、4647 のGまで、
0:51:02	当社の使用前事業者検査における役割を説明しているページでございます。
0:51:10	この中の 45 ページの上の検査総括責任者。
0:51:15	衛藤先ほども、
0:51:17	40 ページのところで申しましたように、
0:51:22	検査統括責任者は品質保証部長が務めますので、弊社の場合、品質保証活動総括するという。
0:51:30	役割も、
0:51:32	追加しております。そういった点が先行と異なっております。
0:51:39	45 ページの下の方にですね、弊社の場合、空白が 3 分の 1 ほどございます。
0:51:46	これは上のBポツ、
0:51:49	検査総括責任者が品質保証も、
0:51:51	になっておりますので、あえて記載をするし、
0:51:55	記載は省略いたしました。
0:51:59	またですね、
0:52:02	備考欄の、
0:52:04	下から 5 行目ですね。
0:52:08	弊社の場合の検査に係る不適合に特化した会議体を、
0:52:14	有しておりませんので、こういった記載は、
0:52:17	弊社の場合はありませんので空白でございます。
0:52:29	先ほど申しましたけれども、の発電所長から、
0:52:33	G人員 47 ページのGの検査、
0:52:38	受験担当者にわたりますまで、
0:52:41	弊社の
0:52:45	検査に関わる、
0:52:47	役割の記載しております。
0:52:50	それぞれですね
0:52:52	社内の検査に係る手順書

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:56	に従ってQMSに従って、
0:53:00	記載したものですから
0:53:04	先行電力とは、表現等が一致いたしません、
0:53:12	ほとんど同じように業務が進んでいるものと理解しております。
0:53:19	47 ページでございます、
0:53:24	47 ページの、
0:53:27	下から 10 行目ぐらいですね。
0:53:32	ちょうどイエローをマッチングしているところに当たりますが、
0:53:39	何か宗加古、これは 4 の使用前事業者検査の検査要領書の作成という項で、
0:53:46	47 ページ下から 10 行目ぐらいにイエロー三行を塗っておりますが、
0:53:51	ここがアンダーバーが入っております、検査実施責任者は、検査院が作成した検査要領書を、品質保証部及び主任技術者の主確認をえて承認すると。
0:54:05	こういった、
0:54:06	ところはですね各社の役割分担が、
0:54:10	相違しておりますので識別しました。
0:54:14	ですが本質的な差はないものと考えております。
0:54:22	次は 52 ページをご覧ください。
0:54:30	52 ページは 3.6. 3、調達製品の調達管理の項でございます、
0:54:39	そのナカノをし、(1)仕様書の作成です。
0:54:45	ここにスモールAからスモール 9 まで、
0:54:50	記載項目の例を掲げておりまして、
0:54:54	dす。
0:54:56	いずれもですね社内QMSで定めた調達要求事項を記載しております、
0:55:05	先行とは差異がございますが、
0:55:08	これもですね本質的な差があるものとは考えておりません。
0:55:14	続きまして次の 53 ページですね。
0:55:19	上から
0:55:22	7 行目ぐらいですか。
0:55:24	これは調達製品の管理の項で、
0:55:29	品質保証計画書、
0:55:32	についてですね。
0:55:33	提出する、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:37	グレード分けですね、弊社の場合は、新訴訟ランク、EB、そして、ローマ数字のワンツー及びⅢが該当。
0:55:47	こういった
0:55:49	欄、グレード分けの相違でアンダーバーをしております。
0:55:55	続きまして 55 ページをご覧ください。
0:56:01	3.6. 4 社外監査の項でございます。
0:56:06	こちらですね
0:56:10	定期監査、臨時間
0:56:13	55 ページの下、下ですね、一番下の方。
0:56:16	定期監査、臨時監査それぞれ 4 行にわたって、
0:56:21	太い。
0:56:23	下線を引いております。
0:56:27	これもですね
0:56:29	それぞれの社内のQMS数に基づいて記載しましたので、
0:56:34	差異はございますが
0:56:37	業務の仕方として、本質的な差異はないものと考えております。
0:56:47	説明書の文章の部分は、
0:56:51	搭載はそこまでございまして、この説明書、続きまして 64 ページから様式が入って参ります。
0:57:01	で、
0:57:02	先ほど申しました様式 5 の方は、
0:57:05	一部、
0:57:07	統合しております。
0:57:10	70 ページをご覧ください。
0:57:18	70 ページから添付が始まりまして、
0:57:22	70 ページ添付の 1、建設当時の品質マネジメント体制。
0:57:28	このですね
0:57:31	アンダーバーを引いているところは、それ、社内の文書、
0:57:37	でして、各社の名称が違うので、差異がありますが本質的な差はなく、思います。添付 1 の
0:57:46	方は、説明を省略させていただきます。なおですね、71 ページがですね、
0:57:54	別表 1、
0:57:57	こちら、ずっと
0:57:59	黄色のハッチングをしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:05	これは最初に提出した時と、この 6 月に提出した時との間でですね。
0:58:13	安全文化の評価軸が、いわゆるテントレーツというものを弊社導入しましたので、
0:58:19	このBB地図全体がイエローになっております。
0:58:26	はい。続きまして、73 ページ。
0:58:30	ご覧ください。
0:58:35	73 ページからは、添付の 2、
0:58:39	当社におけるグレード分けの考え方ということで、
0:58:44	この 73 ページと 74 ページにわたって、
0:58:48	アンダーラインをしております。
0:58:51	これもですね
0:58:53	後、ご説明しますけれども、各社のQMSに基づくグレード分けに関する記載が、そうしておりますので識別しております。
0:59:05	73 ページの 1 ポツの方から、
0:59:11	当社におけるグレード分けの考え方。
0:59:14	当社におけるグレード分けの考え方は、原子力品訴訟細則に規定しております。その内容を、
0:59:23	この資料の別表 1 に示すと。
0:59:26	ございましてええと、
0:59:29	まず、別表 1 円を見ていただくとおわかりですけども、
0:59:35	75 ページにあります。
0:59:42	安全機能の重要度分類と、供給信頼度でもってですね、重要な方から、
0:59:49	MMBMCMC未満も、
0:59:53	四つの区分に分けております。
0:59:55	で、何 70、
0:59:59	5 ページの表が二つあって下の方が視覚的に、
1:00:10	何だろう。
1:00:11	認識しやすいかと思えます。
1:00:16	はい。
1:00:17	すいません文章の方に戻りますので、73 ページの方までお戻りください。
1:00:27	1 ポツの続きからです。発電用軽水型、
1:00:32	原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査付近に基づく、
1:00:37	安全上の機能重要度、安全性と発電の信頼度信頼性に応じて、
1:00:43	重要度区分、MMBMCMC未満を行っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:50	グレード分けは、重要度分類を行う、応じて行っており別表 2 の通り品証ランクAからD、ローマ数字WANからⅢに区分しています。
1:00:59	すいません。こちらの方は、
1:01:04	76 ページの上の別表にヒンソウショウランクという
1:01:11	ふうに表にしております。
1:01:15	上の、
1:01:17	EからDというのは、電キー設備機械設備、
1:01:22	それから、ローマ数字のワンツースリーというのは、土木設備建築設備で、
1:01:29	グレード分けしてありまして、それぞれ
1:01:32	重要な方から、表の上の方に記載しております。
1:01:38	こういったグレード分けをしております。ちょっとまた文章の方に、
1:01:43	戻らせていただきます 73 ページ。
1:01:49	下 5 行ですね。また、10 代、
1:01:53	事故等対処設備の品質保証ランクについて、
1:01:58	またはを原則とする。
1:02:01	ただし、SA設備の中で、原子力特有の技術仕様を要求しないものを調達する場合は、
1:02:08	または以外の以外とすることを共有しその場合は、調達文書において重要度を明確にする。
1:02:16	にしております。
1:02:18	74 ページに移ります。
1:02:24	2 ポツですね、設備の設計管理、調達管理におけるグレード分けの適用、
1:02:31	弊社の場合設計管理と調達管理の中で、特に記載別に、
1:02:38	するほどの差がなく、2 ポツとしてまとめております。
1:02:43	瀬、次の設計調達の各段階におきまして、これ社内文書ですが、設計開発管理基本要領及び、
1:02:51	調達管理基本要領に基づき、設計管理及び調達管理を実施している。
1:02:58	設計管理及び調達課におけるグレード分けは、
1:03:01	1 工務重要度分類に基づき新訴訟ランクに区分し、グレード分けを実施している。
1:03:08	はい。で、調達対象物のグレード分けた管理項目を見て別表 3 に示す。
1:03:15	なお、具体的な敵は個々の節減異なるこれ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:19	仕様書で明確にしております。
1:03:24	はい。ちょっと、あとは
1:03:29	新光さんと、
1:03:30	本質的に同じですので、
1:03:32	次。
1:03:34	続きます。
1:03:35	続きまして 78 ページ。
1:03:39	添付の 3。
1:03:41	技術基準規則ごとの基本設計方針の作成にあたっての基本的な考え方。
1:03:47	こちらの添付 3 はですね表現の相違のみですので、
1:03:53	現行と差がございませんので進み、
1:03:56	本日説明割愛いたします。
1:03:59	81 ページ。
1:04:01	添付の 4。
1:04:03	施設購入における解析期間において、
1:04:06	でございます。81 ページは特にご説明することはないで、
1:04:12	82 ページの方をご覧ください。
1:04:18	3 番、解析業務の実施というところでラストのセンテンスにアンダーバーが引いております。
1:04:26	弊社のQMS、
1:04:31	の中で、解析業務実施状況確認記録というものを、
1:04:37	具体的に示しておりましたので、そこが、
1:04:43	生かせるような表現でまとめております。ただ
1:04:47	調達先の調査におきまして、先行者と、
1:04:54	本質的な差はないと考えております。
1:04:58	83 ページ。
1:05:01	から 84 ページにかけての、
1:05:04	別表 1 ですね、国に提出した解析関係の報告書等で、
1:05:10	データ誤りがあった不適合事例とその対策実施状況、
1:05:15	ここは当然、各社、別の事例。
1:05:20	んですけども弊社の場合は、
1:05:23	二つほど挙げております。平成 20 年に
1:05:27	報告しました、島野原子力発電所における配管の構造強度計算誤り、
1:05:36	84 ページに参りまして、令和元年の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:41	島野原子力発電所 2 号機の有効性評価の解析における入力値の誤りを、
1:05:49	報告いたしました。
1:05:52	続きまして 87 ページの、
1:05:57	添付の 5。
1:05:59	当社における、
1:06:00	設計管理、調達管理について、
1:06:05	87 ページから 90 ページまで
1:06:12	アンダーバーをずっと引いておるんですけれども、ちょっと、
1:06:18	量が多くてちょっと、
1:06:20	読み上げることはいたしませんで、
1:06:24	それぞれ各社の
1:06:27	QMSに基づいた、
1:06:29	記載を、
1:06:31	取ったため
1:06:33	変更等は、
1:06:35	差が出ており
1:06:38	下線を引いておりますが、
1:06:40	本質的な差はないものと考えております。
1:06:59	それで資料ナンバー 6 の説明は以上です。
1:07:15	すいません。次の資料 7 を、
1:07:20	簡単に。
1:07:22	ご説明したいと思います。
1:07:24	ナンバー 7、資料番号 N-S に、
1:07:28	の 003 です。
1:07:37	この 7 番の資料の下のページの 5 ページ。
1:07:43	です。
1:07:48	1 ポツ、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの関係について、
1:07:55	ちょっと 20 行ほど文章がございますが、
1:08:00	ちょっとこちらよりは、下の図の 1 の方を見ていただいた方がいいかと思ひます。
1:08:06	上から下に流れていっております、上から品管規則、
1:08:12	当社の設置許可本文 11 号にかかってきて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:17	そのあとに、その下には遠地で第3条ですね、品質マネジメントシステム計画。
1:08:26	で、白い太い矢印で、こっから下が、
1:08:30	社内のQMS数の方で、
1:08:33	上の二つは一次文書に相当します原子力品訴訟規定及び原子力費、
1:08:46	迅速賞催促です。
1:08:49	その下に
1:08:52	二次文書三次文書が社内QMSとしてございます。
1:08:57	この、
1:08:59	本文11号と、
1:09:04	保安規定から、もう一つ矢印が出てまして、
1:09:07	これが今回の設計及び工事に係る品質マネジメントシステム、並びに、
1:09:14	品質門設計及び工事の品質マネジメントシステムに関する説明書
1:09:21	という方向に、
1:09:24	関係性ができております。
1:09:28	続きまして、
1:09:31	ページ6の方です。
1:09:36	はい。これはですね、この図そのものは、
1:09:42	今日の資料2の本文の方で、
1:09:47	掲載している図を、
1:09:50	飛び出しております。
1:09:52	で、赤い
1:09:55	アンダーバーしてるところに、
1:09:57	様式1から様式9。
1:10:00	それぞれの関係す。
1:10:04	るところに、
1:10:06	利用しきいの、
1:10:08	関係性を記したのが6ページでございます。
1:10:15	次、7ページです。
1:10:19	ここに
1:10:21	様式の、
1:10:23	1から8まで。
1:10:27	あと、ちょっと小さいですけども、
1:10:30	ありまして、
1:10:32	赤枠で囲っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:34	一番、表の左側に、
1:10:38	技術基準規則、そして設置許可の基準規則、
1:10:42	設置許可、
1:10:44	そのものの申請書及び添付書類と、
1:10:48	出てきまして、その情報を、
1:10:51	技術基準規則ですと様式 3 へ、
1:10:58	様式 3 に用いますで、設置変更許可の申請書等は、
1:11:05	様式 2 と 7 に用いております。
1:11:11	そうした関係で減った。
1:11:16	様式の中の一つ右の方ですね。
1:11:19	様式 4 として
1:11:22	施設、
1:11:23	条文の対比一覧表。
1:11:25	三好木内ではここまでしまして、
1:11:30	下の方ですけれども、
1:11:33	様式の後から出てきた。
1:11:36	耐震重要度分類等の情報、それから、
1:11:41	様式なんかの基本設計方針の情報等を、
1:11:46	設計資料としてまとめて、
1:11:48	様式 8 を、
1:11:53	適合性確認状況一覧表、こちらまですると、
1:11:58	設計 2 の作業となりました。
1:12:02	押し花。
1:12:06	続きまして、8 ページですね。
1:12:10	様式 1 の記載について、
1:12:15	基本的な考え方としましては、一番上に書いてございます。
1:12:19	設工認書類で示している設計結果について、そのプロセスにおける、
1:12:38	わかりました。
1:12:40	すいません。様式等、8 と 9 が、
1:12:44	ごめんなさい、ページの 8 と 9 です。ページの 8 と旧様式一位と様式 1 の展開表です。
1:12:52	施設、
1:12:54	ごとにですね、
1:12:59	様式 1 記載ですと箇条書きとして、
1:13:06	作って、作成し、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:08	ております。
1:13:11	健康電力と同じ形で作っております。
1:13:22	それです先ほど
1:13:27	6 ページのところでは各様式が赤い赤文字で書いてあって、
1:13:36	その関係はですねこの説明書の中の、
1:13:41	どこの、
1:13:42	活動に相当するかというのが、10 ページ以下の、
1:13:47	説明書に、例えば 13 ページを開けていただくと、
1:13:52	13 ページには、様式 1 に該当する活動。
1:13:56	基本的にこの
1:13:59	前から後ろに、
1:14:02	行くに従って様式 1234 と進んでいくんですけども、
1:14:06	もうこの説明書の中の、
1:14:10	赤で囲って識別しているところにそれぞれの様式の、
1:14:16	該当する活動を、
1:14:20	識別しております。
1:14:22	資料番号 7 番の説明は以上です。
1:14:25	ありがとうございました。
1:14:32	はい、規制庁岩崎です。ありがとうございました。
1:14:36	まず 6 ファンフォロー
1:14:51	どうだったっけ。
1:14:55	あれ。
1:15:04	10 ページの
1:15:07	秘密情報の管理なんですけど、
1:15:12	これは
1:15:17	先行のKK鳥羽との違いで、多分、
1:15:22	アクセス権限だから、限られたその職員だけアクセス権限を、
1:15:29	与えるみたいな感じですかね。
1:15:34	中国電力の清水です。
1:15:36	おっしゃる通りでございまして、教育、特重情報を扱うにあたっては、
1:15:45	まず教育を受けます。認定されたものにはですね、
1:15:52	特重情報の入っているインターネットってのある限定されたエリアになりますので、そこへのアクセスというのは、先ほど、
1:16:03	認定されたもののみが、アクセスに成功するという、
1:16:08	そういう管理をしております。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:12	だからいいですかね
1:16:15	教育を受け、
1:16:16	た後に、何かその何ていうかその信頼性の、
1:16:20	その人の何ていうか
1:16:23	人の検査とかその人の、
1:16:27	自体の信頼性の確認みたいなものやって、ムラタに認定されるって、 そういったことですから、教育を受ければ誰でもっていうわけではないっ てことです。
1:16:38	中国電力の志水です。まずですね業務で全く使わないものはですね、
1:16:46	上長が登録者に推薦いたしません。
1:16:51	その組織の中で推薦されたものが、教育受けて、最後に理解度確認テ ストを受けて、
1:16:59	理解できたと。
1:17:02	いうものを認定いたします。以上です。
1:17:10	はい、ありがとうございますわかりました。
1:17:16	うん。
1:17:19	規制庁伊勢です今のところで、教育受けた人が何だ、イントラのアクセ ス権限で特重にアクセスできるって話だったんですけど、これそのまま、
1:17:32	なんていうパスワードとかって何。
1:17:34	ないんですかね。
1:17:37	中国電力の鷺見です。一つ一つですね、PDF等のファイルにはパス ワードをかけてございません。
1:17:46	インターネットのシックエリアというんですかね。
1:17:50	収納されているところに入るには、あらかじめ認定されたものでしか入 れないようにしております。
1:17:57	以上です。
1:18:00	寄生虫認定されたもののネットのアクセスするときには、
1:18:06	そういうふうなIDとかパスワードを入れてて入るってということなんですか ね。
1:18:14	中国電力の清水です。
1:18:17	弊社のパソコンはですね、
1:18:21	地震のIDカードで立ち上げると。
1:18:28	もちろんそのパソコン立ち上げる際にパスワードも必要なんですけど、
1:18:32	そうすると、そのパソコンのユーザーが、
1:18:36	その社員本人に限定されますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:40	その状態であれば、
1:18:43	特重情報の入っているエリアに、
1:18:47	アクセスが可能になります。
1:18:49	逆に認められてない人は、パソコンの立ち上がってる状態で、どんなこととしても、そのエリアが表示されません。
1:19:00	以上です。
1:19:03	規制庁融雪アノイメージつきました、そうですねそう権限を持った人が入れば、そののなんていうアクセスいやそこだけ、そのフォルダが見えるというか、
1:19:15	権限ない人は、そのフォルダーが見えないとそういうことだと思えます。わかりました。はい。私から以上です。
1:19:26	はい。規制庁岩崎です 40 ページの
1:19:32	検査総括責任者。
1:19:37	は、どうでしょうか。
1:19:41	組織的に独立した箇所のを、検査実施責任者としてっていうのはこの
1:19:48	それから外部っちゅうことですかそれともその別の課の人みたいなことですか。
1:19:55	中国電力の清水です。後者でございまして、
1:19:59	ある工事をしたかも、
1:20:05	音の下であれば、発電所、
1:20:08	いいんであれば、
1:20:09	良いわけです。はい。以上です。
1:20:13	これは、規制庁ササキされ
1:20:16	検査実施責任者のみがあればなんですか、それとも、
1:20:21	他のなんか検査する人たちは、
1:20:24	その下の人でも良いっていう子たちなんですかね。
1:20:38	中国電力の鷺見です。検査実績に確かに独立性を定めてますが、
1:20:45	ちょっとこれは後程回答させてください。
1:20:51	検査員まですべて、他の課から選ぶことになってるかどうかちょっと後程回答させてください。
1:21:05	あ、規制庁岩崎です。はい、わかり。
1:21:08	失敗等、
1:21:10	そうですねはい。
1:21:12	お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:27	規制庁矢崎さあごめんなさい、71 ページの
1:21:32	佐々別表 1 が、
1:21:35	御社の
1:21:38	全部黄色なのか、これはあごめんなさいちよつとご説明された。
1:21:42	と思うんですけども、これは順次こう改定されているから、そんなことで すかすいませんちよつともう一度お願いします。
1:21:51	中国電力の清水です。そもそもですね平成失礼しました。
1:21:58	2000、21 年 9 月にこの
1:22:03	初版を
1:22:04	規制庁殿にをお渡ししました。
1:22:08	今回は、
1:22:09	2022 年 6 月に改訂した版で、
1:22:14	弊社の場合は、2022 年 4 月をもってですね。
1:22:20	安全文化活動が、ちよつと、
1:22:25	世界標準ではなくて、
1:22:28	弊社、
1:22:29	そ、
1:22:30	独自の
1:22:33	評価体系でずっと活動してきたものですが、今年の 4 月から、
1:22:40	いわゆるテントレーツという、
1:22:42	世界標準が他に移行しました。その関係でこの設工認の説明書
1:22:50	年度を跨いだもんですから、たまたま弊社の中の仕組みが変わった。
1:22:57	土岐。
1:22:58	を挟んだために、この別表 1 がすべてイエローになりました。以上で す。
1:23:13	規制庁ウヤ杉沢カナダなんかベシカ、備考にそれ書いていただいても いいですか。あと、内容的には、
1:23:23	すいません。
1:23:25	先行プラントよりも、
1:23:28	島根の方が世界標準になっているかそれとも、
1:23:33	先行と同じような感じなんですかね。
1:23:37	中国電力の驚見です。備考欄に追記することは承知いたしました。
1:23:46	先行電力と同じになったと認識しております。
1:23:51	この
1:23:52	別表 1 同士比較しますと、はい、以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:04	規制庁岩崎です。わかりました。ごめんなさい。ちなみに
1:24:10	あまり関係ないんですけどそれ故、今年の4月に取り入れるのはそれは、
1:24:16	何かの、なんかちょうどよかった。
1:24:20	節目として取り入れたんですよ。それと何かあって取り入れたんですか。
1:24:28	中国電力の豊嶋です。安全文化のに関してはですね、
1:24:34	以前から
1:24:38	先ほど世界的に標準というのがありますけれども、
1:24:42	テントレーツというのが出てきてですね、ただ当社の場合はそれとは違った6軸という、主にそのテントレーツが言葉の通り10個の
1:24:54	大きく言えば10個の4軸なんですけどそれとは違って、六つ、66個の軸を基に安全文化、
1:25:04	目指すべき方向を展開してたっていうのはありましたけれども、
1:25:09	やはり当社独自で全部カーの軸を作っていくと、例えば他社と比較できないとかですね、世界的な
1:25:18	評価の中でですが同じようにですね、
1:25:21	分別して検討するというのもできないというので、変えていきたいっていうところがございましてたまたまそのタイミングがですね、今年の4月に、
1:25:32	なったということですね
1:25:35	これ志賀通になる前からですねそういった世界標準に合わせようという動きはしていった上で、たまたまこの改正時期が、
1:25:43	2022年4月になったということで、その結果を踏まえて、こちらの記載も変更したと。変更した結果、他社と同様な記載になったと。
1:25:54	ということでございます。説明は以上です。
1:25:59	規制庁八木沢わかりました。だからあれですかね。
1:26:06	この別表1、
1:26:08	その点とレイズを取り入れて改訂した別表1がこれで、
1:26:14	何かこれ自体がテントレイズなわけではないってことで、何かちょっと10個と8個で、単純にかかってないなとササキなんですけども、
1:26:23	これ自体が転倒率だけじゃなくて、
1:26:25	その考え方を取り入れて別表1を変えてこうなりましたっちゃう、そういうことですか。
1:26:31	うん中国電力の豊嶋です。ご理解の通りでございます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:43	規制庁ウヤササキです。ちなみにあれですかねちょっと、
1:26:52	テントレーツって、
1:26:57	この
1:26:58	ここに書いてあるPPAとかは、あれが違うか、ちょっと待ってくださいね。
1:27:37	すいません中国電力の伊田でございます。先ほどの括弧書きでPAとか、例えばここ中田CEOとかいろいろありますけども、これが点灯率に相当するものでPSとだと言えは、
1:27:49	パーソナルアカウントビリティとかそういったものの頭をとったものになってます。以上です。
1:27:56	はい。規制庁ヤギさ、ごめんなさい。ありがとうございます。ちょっとくみ取っていただいて、そういうことなんです。ありがとうございます。ここには、
1:28:04	10個あるんですか。
1:28:06	Ph. D. 。
1:28:10	C5。
1:28:11	ここにも結局発行しかない。
1:28:16	は、中国電力でございます10個すべてがここに上がってるということではないんですけれども、8種類あるのかなという状況だと思います。以上です。
1:28:40	中国電力の角岡です。お願いします中国。はい。
1:28:44	こちらの表の、
1:28:48	印鑑規則解釈という欄はですね
1:28:53	民間貴所食うの、
1:28:56	第4条2のオノ解釈の方にですね。
1:29:01	こういうやつの項目が、
1:29:03	書かれてございましてそれに対応するテントレーツを何かっていうのを、この表に整理しております。
1:29:12	はい。衛藤。
1:29:14	第4条の
1:29:17	第5項に対する解釈の方にこの
1:29:20	表の、このやつが書かれておまして、はい、すいませんちょっと何回も繰り返しになって申し訳ないですけど、それに対応するTraitsが、これでございますというのが右の欄に書いておりますんで、受講になっていない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:35	ような状態の表になっております以上です。
1:30:08	きちっと寄せさあすみませんありがとうございます、品管規則の四条の4項ですから、
1:30:18	中国電力の門田です第5項に、
1:30:23	解釈がありまして、
1:30:27	解釈がありまして、そこに、
1:30:29	ちょっと読み、解釈の方をちょっと見ますと、この第5項に規定する健全な安全文化を育成し及び維持しなければならないとは、技術的人的組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、
1:30:42	効果的な取り組みを通じて次の状態を目指していることをいう。
1:30:47	てなりまして、その次の状態が8点挙げられておりましてその8点が、
1:30:53	この表の左側の欄に列記されております。
1:31:00	図右の欄の方で、その目指してる姿に対応するテントレーツはこれですというのが記載してあると、そういう表になっております。
1:31:12	以上です。
1:31:18	規制庁岩崎ですはい、わかりました。ありがとうございます。
1:31:26	これサトウすみませんちょっと単純なと思うんですけど、76ページのすみませんちょっと。
1:31:32	ヒンショウランクづけのグレード継電器室いと同感建築関係で、この
1:31:40	段階、
1:31:42	が、
1:31:44	違うのはというか
1:31:46	電気設備がMBとMCでそれぞれ分けていて、土木関係がMBとMCは一緒なの。
1:31:54	それは何か。
1:31:57	従来的にソウダ別に、そう分けて問題ないっていう。
1:32:02	詳しい分け方みたいな、ありますか。
1:32:09	ちょっと分け方違う考え方というか、
1:32:15	中国電力の豊嶋です。
1:32:19	土木建築等、機械電気というので、おっしゃられるように違うんですけども、基本的には重要な設備のほど、
1:32:28	暖かいヒンショウランクにしてるっていう面ではですね、根っこにある考え方は一緒でただし分類するときに四つに分類するか、三つに分類するかっていう際に、
1:32:39	土木建築の方は三つに分類したために二つの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:44	部分がですね一つの品証が国井というところに、
1:32:49	入ってるというところで、
1:32:52	考え方としてはその分けるルー分け方として、四つに下から三つにした カーの結果で、そのようになっていると。
1:33:02	いうところをになっております。
1:33:06	以上です。
1:33:14	PCイワサキSURCなんていうか
1:33:20	その重要度分類が、
1:33:24	だから、MABCC未満の四つになって、
1:33:28	いる。
1:33:30	状態で、
1:33:34	土木建築関係はそのBとCが、
1:33:38	同じ。
1:33:40	ていうのは、
1:33:42	それは何か
1:33:50	いいのですかねという聞き方で、
1:33:54	いいのかあれですけど図、次の別表 3 の
1:33:59	例えばBとCの違いだと
1:34:04	故意中早期の、
1:34:06	管理を、
1:34:08	するのがMBで、しないのは、
1:34:12	MCC未満とか、結構そのBとCでも結構、
1:34:18	協会が、
1:34:20	あるような、
1:34:21	気が。
1:34:23	するんですけども、何て言うかそう。
1:34:27	その辺の、
1:34:29	考え方というか、
1:34:32	そういうのは別に、
1:34:33	土木建築はあんまりそのBBCで甘い違いが、
1:34:38	ない。
1:34:39	ない、ないっていう言い方なんですけど、あまり
1:34:42	差はないってことですか。
1:34:50	中国電力の豊嶋です。おっしゃられるようにですね、近畿殿で言うBCE に該当する土建のものについては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:00	ミイという一つにしていますので、
1:35:03	そこには差はないと、
1:35:07	を考えております。
1:35:10	以上です。
1:35:20	規制庁岩崎ですすみません嘘その差がない。
1:35:25	すいません。根拠はと聞いていいですけど
1:35:29	なぜ差がないのか、あまりよく上がってないんですけどその辺って何か、ご説明いただきます。
1:35:43	中国電力の豊嶋です。今ご質問のあった件につきましてはですね調べて
1:35:50	回答させていただきたいと思います。
1:35:55	はい。以上です。規制庁岩崎です。わかりました。何か、すいませんちょっと私はあんまりわかってないんですけど要するに調べていただければいいんですけど別表3とか見た時に
1:36:08	MBとMCのそれなんか、丸田さん加来が並んでたら何か別にいいのかなみたいな感じはするんですけど何か、マルとバツがEMCの差であると何かちょっと、
1:36:21	これを、
1:36:23	同じランクにするのは、
1:36:25	ちょっとどうなのかなというのがちょっと気になったところです。ちょっとはい。ちょっと資料いただいて、ご回答いただければと思いますすいません。よろしくお願いします。
1:36:56	規制庁井関です。
1:36:59	ちょっと最初の方に戻ってですね、10 ページの一番最初に質問した
1:37:06	何だ、アクセス数。
1:37:08	せ、アクセス権限のところ、
1:37:11	脅威くうをしたものが入って、そのの特重か、そういった秘密機密高いものにアクセスできるとおっしゃったけど、
1:37:24	これ移動だとかそういった時には、それは、
1:37:28	その解除になるようになってるんですかね。
1:37:34	はい。中国電力の清水です。異動人事異動の時に、
1:37:41	毎年継続するかどうかを、
1:37:45	所属元に確認します。
1:37:48	もう全く関係ない業務に就くから外すということがあれば、
1:37:55	外しますし、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:58	移動したんだけども特重には引き続き関わると。
1:38:03	続けるという時には
1:38:06	その時教育は、
1:38:08	免除ですけれども、
1:38:12	そのまま金券アクセス権限を持って移動ができます。移動した後に改めて
1:38:20	一斉的に調査します。
1:38:23	はい。教育もですね
1:38:28	12ヶ月に一遍、ハンブ食うで受けております。以上です。
1:38:35	規制庁伊勢です。教育についてもちょっと聞こうと思っててそちらから回答あったんで、ちょっと今のお話で人事異動がある、そこで一斉にそのサーベイして、
1:38:47	移動が関係なかったらもう起きるし、そのまま継続する場合は継続で、教育についても何ヶ月に1回定期的にやるっていうのが、もし
1:38:58	そういったことは備考に書いていただけるとそういった管理をしているんだなというのがわかるので、申しよければ、ご検討お願いいたします。
1:39:09	はい。中国電力清水です。移動の時の扱いそれと、反復教育の扱い、備考欄に書くこと、検討いたします。
1:39:19	以上です。
1:39:20	規制庁のヨシツグはいよろしく申し上げます。それと、
1:39:24	31 ページの
1:39:27	ここはまだ調達かな。
1:39:34	31 ページの下線のところですけども、
1:39:38	ここで先行と比べると
1:39:41	項目が少し減ってたりするんですけども、
1:39:44	例えば何だ、甲斐関井の実施体制とかっていうのは、この四つの項目に含まれてるんですかね。
1:40:39	あ、すいません今のご質問を聞き取れております。
1:40:43	中国電力の清水です聞き取れておりました。はい。すいません。ありがとうございます。
1:40:49	ですね 30 ページの、
1:40:53	真ん中の辺りですね。
1:40:59	ニポツ調達による解析で、ちょうどアンダーライン引いて、令和3年ってあるんですがその前に、
1:41:06	かぎ括弧で品質向上ガイドライン、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:10	括弧、JANSIですか。
1:41:14	という記載がございます。弊社もですねJANSIさんのこのガイドラインで例示されているものは、自社のQMS数に移しております。
1:41:27	自社の勤務数、
1:41:30	ジャンジさんの
1:41:34	ガイドラインに、例えば体制とか、そういった文字が、
1:41:41	この6年、3、令和3年の伴で、
1:41:47	入ってなかった。
1:41:49	野辺衛藤。
1:41:53	手順書からの記載をした本資料の4、31ページも、
1:41:59	文字としては入っておりません。
1:42:02	ちょっと他社数先行
1:42:05	の方が、
1:42:09	どういった、
1:42:10	ところからこの、
1:42:13	ポツの内容。
1:42:16	箇条書きにしてある内容。
1:42:19	拾ってきたかはちょっと把握しておりませんが、
1:42:24	JANSIガイドラインの情報を、
1:42:27	結果として転記した形と、弊社はしております。以上です。
1:42:35	規制庁施設先行他社とその差分とか網羅されてるっていうのがちょっとわかるようにしていただきたいですね今の説明をちょっと補足していただいて
1:42:48	そのガイドライン側にその体制とか、そういったものは取り決められていて、
1:42:54	今の説明ですとんだ四つのポツのところには、入ってないけどそのガイドラインの方で制定しているっていうんでしたらそういうふうな説明をして
1:43:05	潜航と、差がないというか網羅的にそういった内容が反映されてるというのを、少し補足的に説明、備考のほうに移設していただきたいんですけども、よろしいでしょうか。
1:43:28	はい。中国電力の清水です。
1:43:35	お求めのありましたアノ。
1:43:38	ガイドラインの記載内容等、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:42	一通り確認しまして、備考欄にどういうことをかけるか、ちょっと検討したいと思います。以上です。中国電力の手嶋です。ガイドラインの中で計画段階で何を文章化。
1:43:55	しないといけないのかっていうところも踏まえて当社、記載していたつもりではあったんですけども、そこはですね、今一度確認してですね、
1:44:06	体制といったものが入ってないとかかですね、あとは体制というものが入ってないならそれは、ジャージガイドラインをとってですね、変えてるといようなことを備考欄に立つなどですね。
1:44:16	もう少しわかりやすいように記載を訂正させていただきたいと思います。はい。以上です。
1:44:25	はい。規制庁吉田ですよろしくお願いします。
1:44:31	同はですね 36 ページの、
1:44:35	ちょっとこれ確認だけなんですけど委員会の名称で現職全員 5 案違反は保安運営委員会か。
1:44:44	これはあれですか、発電所でやってるやつではなくって、
1:44:50	何か事業本部とか、そちらでやってる。
1:44:53	委員会なんですかね。
1:44:57	中国電力の豊嶋です。原子力発電保安運営委員会というのは発電所にて実施している会議体になります。
1:45:06	で、本社側でやってる同様というか、2 多様な名称の会議体としては、原子力発電保安委員会運営があるかないかの違いですけども、
1:45:17	そういった会議体
1:45:19	が発電所側の運営が入る。
1:45:24	名称になっているというものでございます。
1:45:28	規制庁有責とりあえず、ちょっと聞きあったのは何だ、何か発電所側でやってるのは、法案規定とか二次文章とか、
1:45:39	二次文書社内文書絡みの、
1:45:44	何ですか、レビューというか、そういったものはその保安運営委員会でさっき言った本社の保安保安委員会、
1:45:51	の方は何だ設工認とか、
1:45:54	許可とかそっちの方、審査なのかなと思ってたんですけども、
1:46:01	うん。
1:46:02	とそうすると何だっけ、何か。
1:46:06	違うのかなと思ったんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:09	説明してますアノ今回その保安運営委員会でやってるってのは何か少し何か。
1:46:15	そうそうでしたっけって話なんすけど。
1:46:18	中国電力の富島です。設置変更許可を出す断面ではですね、保安委員会で、
1:46:28	審議しまして、
1:46:30	こういった設置変更許可を出すと。
1:46:33	いった内容に基づいて、決めてやっております。
1:46:39	設工認段階でどこまでの会議体にかけるかということ、ですがこれ各社、
1:46:46	多少違いはあるんですけども、弊社の場合は、発電所を側が主体となっていて行っている会議体であります。
1:46:56	原子力発電保安運営委員会の方で、設工認、Eの段階ではそちらで、
1:47:03	審議会としてかけて、設工認を提出させていただいていると。
1:47:09	いったもので一応
1:47:13	ちょっと詳しくはこの場ですぐは答えられませんけれども、会議体ごとにですね、こういった案件をかけるというのを、
1:47:20	を分けてですね、その手順に定められた内容に従って、掛けてると、設置許可と設工認、
1:47:32	一番これの中で、
1:47:34	違うものとしては、
1:47:37	設工認段階は、運営の方、
1:47:39	運営委員会の方でかけているというものになります。
1:47:43	以上です。
1:47:47	規制庁ヨシザキサノ清詰めはわかりました設置許可で設置許可と工認は保安委員会だと思っておりますけど、そう、そう、そうでなくて、今日カーの方の審議は保安委員会で、
1:48:01	設工認は、
1:48:04	保安運営委員会で、発電所側でやってるんシモありますってやってるってことで、
1:48:10	とりあえずわかりました。
1:49:19	規制庁の吉崎です。45 ページのところ、
1:49:23	品質保証責任者が、
1:49:26	記載してないのは、言ったっけ。宗検査総括責任者と、
1:49:32	品質補助責任者が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:36	同じだから書いてないってそういうことでしたっけ。
1:49:40	はい。中国電力の清水です。おっしゃる通りで弊社の場合は、品質法発電所の品質保証をつかさどる品質保証部長が、そのまま自動的にBポツの検査総括責任者となりますので、
1:49:56	他社様の、
1:49:58	Cと、弊社のBは同一人物でございます。
1:50:17	中国電力の清水です。
1:50:20	アノズ、この質疑応答の
1:50:24	前半の方でいただいた質問に対する回答できましたのでひとつお答えしてよろしいでしょうか。はいお願いします検査実施責任者との絡みのところですかね。
1:50:37	はい。40 ページの 3.5。
1:50:41	独立性の件でございます。
1:50:45	40 ページの 3.5 には、
1:50:49	独立した箇所のを検査実施責任者として指名すると。
1:50:54	記載しました本資料、弊社の手順上を
1:50:58	検査員、
1:51:00	においてもですね、独立性を要求しております。以上です。
1:51:10	キドイワサキですわかりました。それは何か。
1:51:15	どこにかは別としてあれそれは何か多分、
1:51:22	46 のポツの検査員かそれとその今野さん、40 ページのところか。
1:51:32	ちょっとどこかに追記聞きたい。
1:51:36	たほうがいいかなと思いますが、いかがですか。
1:51:40	はい。中国電力の清水です。検査員も独立した箇所のものから選ぶことについて
1:51:49	記載する場所を検討して
1:51:52	おきます。以上です。
1:51:54	お願いしますちゃんとその掲載は、
1:52:00	検査員も秘書部長は、
1:52:03	選ぶですけども検査員は品証部長が選んだ検査実施責任者が任命するんすか。
1:52:11	中国電力です。中部電力清水です。後者です。
1:52:16	検査実施責任者がですね、検査員を集めてきます。以上です。
1:52:42	聞いたやさきさえわかりました。ちなみになんていうか、
1:52:51	検査実施責任者が選ぶ検査員は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:56	何ていうかその検査実施責任者、
1:53:00	なんていうか裁量で何か適任だと思う人。
1:53:05	過去引っ張って、
1:53:07	くる感じですかね。
1:53:22	中国電力の豊嶋です。
1:53:26	基本的にはですね検査実施責任シャーがですね、ある程度管理的立場にいる者等が、
1:53:34	選ばれることが、
1:53:37	多いですのでそういった、
1:53:39	この部下とかですね、関係する人とか検査実施責任者が選んで連れてくると。
1:53:45	いったようなことをするのが実態であります。
1:53:50	以上です。
1:54:12	すみません、規制庁岩崎ですもうなんか、あんまりすみません、別にここだわられてないですよなんていうか
1:54:20	人事権的な意味合いで
1:54:24	検査実施責任者、
1:54:27	あれ、あんまり、
1:54:29	あ、ごめんなさいどのぐらいの人かちょっと想像ついてないんですけど、人事権とかって、お持ちなんですかその何ていうか、
1:54:37	その次、人事の結構、これ臨時のチームみたいな感じだからあんまりそういう人事権みたいな細かいことはいいみたいな感じですかね。
1:54:49	中国電力の取り締まりです。まず、検査実施責任者には人事権を持つてるような人間は
1:54:55	充てられませんで、検査実施責任者としては、副長以上の人間が充てられます。ただし
1:55:03	副長以上と言っても副長課長を、
1:55:07	辺りですので、どこどこまで人事権というのはあるかもしれないですけども、
1:55:14	積極的に、
1:55:15	稟議をすべて決めるような立場にいる人間。
1:55:19	では、ございません。
1:55:21	説明は以上です。
1:55:35	聞いたやさきですわかりましたからあれですか。だからその、
1:55:40	結果の件数、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:42	自体が一時的なものだからあんまりそういう
1:55:46	この人とこの人この仕事から引き剥がして今掲載してもらいますよみたいな
1:55:51	そういうやりとりは何か一時的なものだからあまりそういう事件とか関係ないっていう認識でいいですかね。
1:55:59	中国電力の豊嶋です。おっしゃる通り、イダと思っております。以上です。
1:56:07	きちっとイワサキですはいすいません。ありがとうございました。
1:56:15	わかりますか。他に。
1:56:18	規制庁の井関アノ、45 ページの先ほど少し確認してもらった。
1:56:23	検査総括責任者等品質保証。
1:56:30	神田責任者。
1:56:34	各県結ってのはこれは、
1:56:36	何だ。
1:56:37	兼務することによって何だ、何か業務に支障。
1:56:43	ないのかとか、
1:56:44	どんな人が充てられてるか。
1:56:48	ていうのは、
1:56:49	説明してもらえませんか。
1:57:04	中国電力の豊嶋です。この検査総括責任者にはですね弊社では発電所の品質保証部の部長。
1:57:14	が、割り当てられて、
1:57:16	おります。
1:57:18	ですので品質保証の業務を普段からやっている。
1:57:22	部の長を、が、
1:57:25	発電所でですけど発電所の品質保証をやっておりますので、検査総括責任、C、
1:57:34	社として
1:57:36	この品質保証活動をというのも、普段からやってるという面では業務に支障というのではないと、いうふうに考えております。
1:57:46	以上です。
1:57:50	成長して品証部長なんて品証のことはプロってのはわかってるけど、なんだ検査実施責任者としては、
1:57:59	何ですかね。
1:58:02	業務。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:04	業務ができるというか、
1:58:06	なんすかね。
1:58:07	ちゃんと
1:58:09	普段からやっているのか、すまあと普段の業務の検査、
1:58:16	実施責任者としてのその業務に与える影響ってのは、
1:58:20	ないんですかね。
1:58:23	中国電力の豊嶋です。発電所の品質保証部門の中にですね検査、総括 とか検査を取りまとめる部署も入ってございまして、
1:58:34	その部の長が、
1:58:39	やっているという面ではですね検査に関しても問題なく対応できると。
1:58:45	いうふうに考えております。以上です。
1:58:53	規制庁の伊勢です。実態はわかる、わかる、わかった
1:58:59	そうですね。ちょっと、ちょっと何か検査のは、判断ですかね。
1:59:06	その同じ人が、品証のその総括検査総括の目で判断するってことは、 何かサインが、
1:59:16	同じ人の線が、
1:59:18	2ヶ所に入るっていうそういうことになるんですかね。
1:59:31	中国電力の豊嶋です。
1:59:35	46 ページにあるような検査実施責任者等検査員というのがですね実際 検査の時はですね、
1:59:42	前面に出てですね。
1:59:44	検査をして、
1:59:46	実施責任検査実施責任者が確認するというふうなのがあり、
1:59:54	そういった活動がずっと展開されていっていきます。で、45 ページにあ るような検査総括責任者っていうのはその前全体をとり、
2:00:04	まとめるという面ではですね
2:00:08	トップといいますか、
2:00:10	全体のまとめという面ではですね特に、
2:00:15	検査を1個1個詳しく、
2:00:19	見るというよりも全体を総括する立場という。
2:00:23	面ではそんなに、特にですねその検査に支障が出たりすることは、
2:00:27	ないのではないかとというふうに考えております。
2:00:31	以上です。
2:00:35	規制庁の井関さんちょっとその辺、整理して、
2:00:41	説明をして欲しいんですけどそれは備考でもいいんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:46	ちょっと変更等は、少し何か違ってるので、
2:00:51	十分性というか、そういったことをしても業務というか、何か品証と検査の総括として、
2:01:02	の業務に支障がないというか、
2:01:05	何とかしっかり検査を行うことができるというのを、今その役割とか、
2:01:13	今の説明を少し、
2:01:15	もう少しちょっと具体的に、
2:01:17	してもらってその先行との違いがあるけどもこれはこういった理由で、
2:01:21	問題ないっていうのを、
2:01:24	説明を
2:01:26	拡充していただきたいと、こちらからの
2:01:30	コメントになりますけど。
2:01:32	よろしいですか。
2:01:34	中国電力の豊嶋です。おっしゃられたようにですね検査統括責任者と、進出活動の総括の関係性というのも踏まえましてですね、
2:01:45	説明をさせていただきたいと思います。
2:01:49	以上です。
2:01:53	はい。規制庁の吉崎ですよろしくお願いしますこれって他の先行。
2:01:58	先行 2 社とは違うってことでいいんですね。
2:02:13	中国電力の豊嶋です。と、弊社の場合はですね同じ人間ということで今回記載を統合した状態にしておりますけれども、
2:02:24	先行プラント等がですね記載は分けてるけどおんなじ人なのかどうかまではすいませんそこまでは、
2:02:33	情報をえておりません。
2:02:37	はい。
2:02:39	はい。以上です。はい、規制庁ヨシザキその辺も少しサービスいただいて、ありえなくはないと思うので、少しそういったところも見ていただいて、説明の拡充をお願いします。
2:02:57	中国電力の土肥島です。記載の拡充について承知いたしました。
2:03:11	規制庁佐々木ですごめんなさいちょっと確認だけなんですけど 67 ページの、すみません
2:03:18	統合した様式 5 の星取表なんですけど、すみませんこれ。
2:03:23	ちょっと。
2:03:25	女川とは、これは幅が違うだけで中身は一緒ってことでいいんですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:32	はい。中国電力の清水です。
2:03:36	3 プラントを統合した表、
2:03:40	バックしました。フォーマット自体、ブランクフォーマット自体に差はございません。以上です。
2:03:46	規制庁岩崎です。わかりましたすみません。ちょっと、あれ、これって後に1回、
2:03:57	柏崎でいう、この1、
2:04:01	の、この1個の1ってその子、今回の様式5でいうと、どこに当たるんですかね。
2:04:12	中国電力のイタイガワでございます。
2:04:15	当社の様式5ではですね、関連条文っていうのが、
2:04:22	左の方に、
2:04:24	あるんですけどもう、
2:04:26	その関連条文能様式人。
2:04:30	免状ちっちゃくてちょっと見えないんですけど。
2:04:34	技術基準条文っていう列がありまして、その中に、
2:04:40	様式2と関連条文もございまして、
2:04:44	統合するにあたってこの関連条文っていう列をふやしてございます。
2:04:49	ですので、柏崎。
2:04:52	7号機能。
2:04:54	様式5-1の要素は、
2:04:57	この関連条文の列に、
2:04:59	整理して統合してございます。以上です。
2:05:08	粟田基地や杉沢クニシこの機器名への有効ですけど右の、
2:05:13	様式2と関連条文ですかね。わかりましたありがとうございます。
2:05:21	規制庁の吉崎です。73ページで、
2:05:25	先ほど岩崎がグレード分けの考え方を質問してそれに関係するかもしれないんですけども、
2:05:33	23ページのまた以降で設備、
2:05:38	品証ランクについてはまたは2で原則、正しい性の中で、
2:05:44	原子力特有の仕様も徴求しないものは、マター1以外とすることとし、
2:05:51	ちょっとその具体的に例えば、SAの常設とかSAの可搬とか、
2:05:58	あとはSAの自主設備は、どこに当てはまるかっていうのを、
2:06:05	ちょっと
2:06:06	簡単に説明しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:20	中国電力の豊嶋です。少々お待ちください。
2:06:36	あ、規制庁ヨシザキアノ、備考にちょっと、
2:06:40	具体的な例で記載していただけますかね。わかりやすい。
2:06:44	ちょっとイメージしやすいためにですねちょっとSAの常設と可搬等自主設備で、この1またはAまたは1か。
2:06:54	または1以外とするものを共用してあるんで、どういったものが許容許容
2:07:01	位なんだ許容しないか、市が移動することを共有しながら、市以外になるとかっていうのを少しサンプル的にその備考に説明を追記いて、していただきたいんですけども、よろしいでしょうか。
2:07:17	中国電力の豊嶋です。サンプル的な記載の追加承知いたしました。
2:07:23	はい。規制庁井関です。よろしくお願いします。
2:07:27	以上です。
2:07:43	はい。規制庁イワサキでさえ、当私から指摘はトップにもないんですけど、
2:07:49	いいか、ありますか、どうですか。
2:07:52	はい。ではこちらからの指摘は以上となります。
2:07:59	等、
2:08:01	本日の指摘の確認に参りたいと思いますので、準備ができましたら、画面の共有の方、よろしくお願いします。
2:08:12	中国電力のイタイガワです。
2:08:15	コメントの方整理してございますので少々お待ちください。
2:09:30	中国電力の豊嶋です。画面共有しておりますが見えていますでしょうか。
2:09:38	はい。見てす。
2:09:41	それでは本日のコメントについて確認させていただきます。
2:09:45	コメントはすべて資料6になってございます。
2:09:49	ページ71です。
2:09:51	別表1、健全な安全文化を育成及び維持するための活動に繋がる品質保証活動の変更箇所は、
2:10:00	テントレーツの考え方を踏まえたものであることを備考欄に追記すること。
2:10:06	続きまして、ナンバー2。
2:10:10	76ページ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:12	別表 2、品質保証ランク別表 3、調達対象物のグレード分けに応じた管理項目について、
2:10:21	事前関係のBCランクに該当するものとして、
2:10:25	6 件建築、土木建築の 2 ランクとしていることについて、差がないことの根拠を説明すること。
2:10:34	No.3。
2:10:36	P10、移動のときの扱い。反復教育の扱いについて備考欄に追記すること。
2:10:43	No.4。
2:10:45	B31。
2:10:46	解析。
2:10:48	業務の計画において、1005 との差分に関する網羅性について補足的に、備考欄に追記する、記載すること。
2:10:58	ナンバー5。
2:10:59	P40。
2:11:01	使用前事業者検査の方法にて検査員の独立性を要求することを適切な箇所に追記すること。
2:11:16	衛星について、
2:11:18	検査業務として支障がないことの説明を、
2:11:25	70 数、
2:11:28	コメント 7 番で、ページ番号は、
2:11:38	どこに当てはまるのか具体的な例を備考欄につい、
2:11:42	きすること。
2:11:44	以上を 7 行をコメントとして挙げさせていただいております。
2:11:57	すいません。2 番の指摘アノイワサキからの指摘ですいません。は別にどちらでもいいってつけすいません。
2:12:59	すいません 2 番なんですけど
2:13:03	貴殿、
2:13:05	当園と県に差はないことの根拠というよりかは、
2:13:12	もともとその
2:13:14	3 ページあつけ。
2:13:18	面白
2:13:29	この
2:13:31	需要との、
2:13:35	重要度分類で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:40	BCC未満NMBMCC未満で分けてるものを、
2:13:46	のそのb. 県側でBCを一緒に、
2:13:52	してよい理由、あんまり機電側についていうよりか、期限がABCがABCD やってるので別に
2:14:03	別に良くてっていう形もあるんですけど、
2:14:06	どれかというのは土木側で
2:14:08	わざわざ元からBとCを分けているものを、一つにする。
2:14:13	ことの妥当性のご説明いただきたいという。
2:14:17	認識ですが認識は一緒だったら大丈夫です。
2:14:33	中国電力の豊島です。認識は同じでございます。
2:14:39	吉イワサキじゃオカニシダそれなら大丈夫ですありがとうございます。
2:14:45	規制庁ヨシザキアノ、6番なんですけども私も
2:14:51	品質保証責任者と検査総括責任者が兼務しているので、というのが、 多分その検査体制についてんなると思うんですけどそういったことを、
2:15:04	踏まえて支障ないということを説明してくれってことで、中ミイが多分、
2:15:14	そちらも理解してると思うんですけどそういったことで、
2:15:18	県兼務していることについて、医師業務に支障がないということ。
2:15:27	もう、まず兼務してる古藤は障害っていう刑務している理由って何です かね、ちょっと理由があっしょうがないっていう、ちょっと。
2:15:37	すいません
2:15:39	なぜそういう体制してるかっていうのも、
2:15:42	追加してもらえますかね。
2:15:47	中国電力の豊島です。
2:15:51	そのようにしているのかっていうこともですね、説明の中に、
2:15:57	終わりたいと、今後説明させていただきたいというふうに思います。
2:16:03	はい。すいません、最初にそっちが大事ですのでそういったことになって いる理由と、そうしたことによって、そういったそう兼務した場合によつて も、検査業務として支障がないと。
2:16:14	いうことで少し、今、二段階になってしまうんですけども、
2:16:17	はい。
2:16:18	よろしく申し上げます。
2:16:38	はい。規制庁岩崎です。それでは本日のヒアリング終了したいと思います ありがとうございます。
2:16:45	今日、
2:16:47	ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:50	先生が、
---------	------

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。